

〔訳注〕
訳注 日本文徳天皇実録（十二）

告 木 中 林
井 本 村 原
幸 久 美 由
男 子 子 美 子

日本文徳天皇実録卷第三 起仁寿元年正月尽十二月

● 八月庚子（一日）

【書き下し】

八月庚子朔。①僧二百六人を大極殿に屈し、大般若経を読ましむ。穀を祈らんがためなり。

【現代語訳】

八月一日。僧百六人を大極殿に招いて、大般若経を読ませた。年穀を祈るためである。

①僧二百六人を大極殿に屈し：般若經の転読は『文集』に三十余回みえるが、「攘災疫」が最も多く、他に「祈甘雨」「祈民福」「国祈」が散見する。本日条に近い内容としては、嘉祥三年七月庚辰条の「延屈百僧於大極殿、転読大般若經。為祈穀也」がある。

(告井)

●八月辛丑(二日)

【書き下し】

辛丑。(二)河内国、②嘉禾を献る。一茎に三穗なり。

【現代語訳】

二日。河内国が嘉禾を献った。一茎に三穗あった。

【注釈】

①河内国 (毎年八五二) 嘉祥四年正月甲申条に「從五位下藤原朝臣正世為河内守」とある。

②嘉禾 『延喜式』治部省では下瑞に挙げ、「嘉禾或異畝同穎、或孝進、或穂、或一稔二米也」とする。これより以前には、天武八年八月庚午紀に

「縵造忍勝、献嘉禾。異畝同穎」(関連して、同年十二月戊申に賜禄・恩赦)、同九年八月丁未紀に「法官人、貢嘉禾」、

持統六年九月癸丑紀に「伊勢国司、献嘉禾二本」、大宝二年十月乙巳紀に「近江国献嘉禾。異畝同穂」、和銅六年正

月戊辰紀に「伯耆国献嘉瓜」、神龜四年正月丙子紀に「河内国献嘉禾、異畝同穂」、弘仁五年八月辛酉紀に「大和国

八嶋寺有嘉禾。一茎十八穗」などの例があり、これより後には、貞観元年十月二十八日記に「上野国献嘉禾一茎卅穗。両岐稻一茎九穗」、同十一年八月十一日記に「備前国献嘉禾二茎。一茎十九穗、一茎六穗」、元慶八年十一月五日記に「甲斐国言、嘉禾生管山梨郡石禾郷正六位上清原真人当仁宅。其一、十三茎五十穗、其一、十二茎四十三穗」とみえる。これらに比べると今回の穂数はそれほど多くない。嘉禾奏上にあたっては、図が献上され（『扶桑略記』延喜九年九月十七日条）、実物は外記局に収められた（『百鍊抄』保安四年六月七日条）。養老儀制令、祥瑞条にも、「皆送治部。若有不可獲、及木連理之類、不須送者、所在官司、案驗非虚、具画図上」とある。なお、呉の初代皇帝孫権治世の元号に「嘉禾」（二二二—二三八）がある（同七年八月に赤烏（上瑞と同名）と改元）。

（告井）

●八月壬寅（三日）

【書き下し】

壬寅。^(三)①山城国掘雷氷都久雷湯豆波和气神に従五位下を授く。

【現代語訳】

三日。山城国掘雷氷都久雷湯豆波和气神に従五位下を授けた。

【注釈】

①山城国掘雷氷都久雷湯豆波和气神 本日条にしかみえない。「ほりいかずちこおりつくいかずちゆずはわけ」か。

なお、天安三年正月二十七日紀の「從五位下權井月読神・木嶋天照御魂神・和支神並正五位下」、同年九月八日紀の「山城国月読神・木嶋神・羽束志神・水主神・權井神・和岐神」にみえる「ワキ」神は、『延喜式』神名帳、山城国相楽郡の「和伎坐天乃夫支売神社（大月次新嘗）」のことで、別社であろう。前月壬辰条の火光墜落に関連するものか。

(告井)

●八月己酉（十日）

【書き下し】

己酉。（十）①大いに雨り水す。（おみず）

【現代語訳】

十日。大いに雨が降り洪水となった。

【注釈】

①大いに雨り 六月甲辰（三）の「祈霽」により翌乙巳（四）には晴れ、丙午（五）には水害に悩む者に対し賑給がおこなわれたが、本日条に至り再び水害に見舞われている。本月癸丑（十四）には、今回の水害の対処に関する詔が出されている。

(中村)

● 八月庚戌（十一日）

【書き下し】

庚戌。式部省、①異鳥の雛を献す。②鳧の嘴に鶏の脚、長い頸に尾は無く、白黒の雑文なり。詔有りて③之を放ち、其の生を遂げしむ。

【現代語訳】

十一日。式部省が異鳥の雛を献上した。鳧の嘴に鶏の脚で、首は長く尾は無く、白と黒の斑模様であった。詔によってこれを放生した。

【注釈】

- ① 異鳥 六国史において「異鳥」という表現は仁徳四十三年九月庚子朔紀と本日条にしかみえない。仁徳紀には「依網屯倉阿弭古捕異鳥。献於天皇曰、臣每張網捕鳥、未曾得是鳥之類。故奇而献之。天皇召酒君示鳥曰、是何鳥矣。酒君对言、此鳥之類多在百济。得馴而能従人。亦捷飛之掠諸鳥。百济俗号此鳥曰俱知（是令時）。乃授酒君令養馴」とあり、日本においていまだ「見たことのない鳥」のことを指している。本日条でも同様の意味合いであろう。
- ② 鳧の嘴と鶏の脚に：「鳧」はケリあるいはカモをいう。ケリの嘴は短く、付け根に黄色い肉垂を持つ。一方、カモは川面を掬い餌を取る平たい嘴をしている。鶏の脚は短く水かきのない三前趾足（正足）。長い首は渡り鳥や水鳥にみられる特徴である。水鳥であれば、脚は水かきの目立たない半蹠足や弁足であったかもしれない。
- ③ 之を放ち：すなわち放生（仏教における慈悲行の一つ）である。『政事要略』巻二十三、年中行事八月下所載、石

清水宮放生会事によると、養老四年宇佐神の託宣により宇佐八幡宮で初めて放生がおこなわれ、以後、八月十五日を祭日とし（放生会）、八幡信仰と共に広まった。官放生としては、敏達七年に六斎日における殺生を禁断したのを初見とする（『扶桑略記』）。六国史上の初見は天武五年八月壬子紀の「是日、詔諸国、以放生」で、以後散見する。特に、持統五年十月庚戌には「畿内及諸国、置長生地各一千歩」、文武元年八月庚辰には「令諸国每年放生」と定められている。本日条は、放生会の祭日を前にこれを意識したものであろうか。

（中村）

● 八月癸丑（十四日）

【書き下し】

癸丑^{（十四）}。詔して曰く、朕聞くならく、①下民を佐くるは天なり。上帝を相くるは君なり。②君が道を得ば、則ち天は純嘏^{（六九）}を錫う。③民が心を苦とせば、則ち国は挺災に或う、と。朕、寡昧を以て、鴻基を嗣守す。④重きを負いて春水を憂い、朽ちるに馭すを以て秋駕を顧みるに、只願わくは⑤淳源を既に遠くに返し、景煦を方今に舒べ、⑥家に京域の豊かさを詠み、人に鍾鼓の声を誇らんと。而るに誠に感徹し難く、道の潜通を謝し、⑦行神は和を失し、⑧坎徳は沴をなす。去る夏、人民或いは坐ろに魚となり、今秋廬宅は乍ちに湧川と成る。朕の不徳、万姓に何の辜あらんや。憂う心は悠々にして、將に何を以てか寄せんや。其れ、左右京及び五畿内をして、今年の調を出だすこと無からしめよ。災を被ること尤も甚しく、自存能わざるは、有司が量りて賑恤を加え、其の居務を安んじ、恩恵を班たしめ、朕が意に称わしめよ、と。⑨鑄銭司の主典・史生・長上各一員を省く。

【現代語訳】

十四日。詔して言うに、「私が聞くところによると、『下民を助けるのは天であり、天の上帝を助けるのは君である。君が道理を得たならば、則ち天は大きな福を授け、民が心を苦しめていたならば、則ち国は大きな災を受ける』という。私は寡昧であるが、大いなる皇位を継ぎ守っている。（人を治めるのに）重たい荷物を背負い春の氷の上を行くように心を配り、朽ちた縄で奔馬を御すような天子の法駕のことを顧みながら、ただ穏やかな風を遠くまで行き渡らせ、暖かな日の恵みを今に広げ、家にあつては穀物の豊穰であることを詠み、人においては樂の音を親しみあえるよう願っている。しかしまことにこれを感じさせることは難しく、その道のひそかに通うも去り、五行の神は和を失して、水卦の徳は淀みをなしている。去る夏には或いは人民が（水害で）理由もなく魚となり、この秋には彼らの家が瞬く間に湧き返る川となった。私の不徳であり、万姓に何の罪があるというのだろうか。憂う心は悠か限りなく、この心を何に寄せればよいのであろうか。そこで、左右京および五畿内に命じて、今年の調を出させることがないようにせよ。災の被害が特に甚だしく、自ら生活することができない者は、有司が判断して賑恤を加え、その住まいと仕事を安泰とし、恩恵を分かつことで、私の意に沿うようにせよ」と。鑄銭司の主典・史生・長上各一員を除いた。

【注釈】

①下民を佐くるは：『漢書』卷十、成帝本紀の建始三年冬十二月戊申朔紀に「蓋聞天生衆民、不能相治、為之立君以統理之。君道得、則草木昆蟲咸得其所。人君不徳、謫見天地、災異婁發、以告不治。朕涉道日寡、拳錯不中、乃戊申日蝕地震、朕甚懼焉。公卿其各思朕過失、明白陳之」とあり、衆民（下民）を助けるのは天であるが、天は統治はできないので君を立てて統理し、君に不徳があれば災異となってそれを告げるとある。

②君が道を得は：「君道得、則…」との表現は前掲の『漢書』にもみえ、君が道を得れば生物すべてがその所を得るとある。本日条では君が道を得れば天錫（天からの賜い物）がある、との表現に改められている。「純嘏」は、『詩経』大雅、卷阿に「爾受命長矣、弗祿爾康矣。豈弟君子、俾爾彌爾性、純嘏爾常矣」とみえ、鄭玄注に「云純大也。予福曰嘏」とある。したがって、大いなる福を授かるとの意である。国史大系は「天錫純嘏」と読むが、佐伯有義編『六国史』は「天錫純嘏」とし、「錫」について、「錫は原本賜に作る。諸本に抛て改む」と注す。「詩経」と併せて考えるに、『六国史』の読みを採った。

③民が心を苦とせば：「挺」は抜きんでている、生じるといった意。国史大系も前掲『六国史』も「或挺災」と読むが、「錫純嘏」の対句として「或挺災」と読んだ。

④重きを負いて春水を憂い：「春水」は、春の池や川・湖などに張った薄くなった水のこと。「秋駕」は一種の操車（馬）技術のことだが、後述の李周翰注にあるように、天子の法駕（皇帝の車駕）のことといった。『文選』序類、三月三日曲水詩序（王元長）に「猶且具明廢寢、昃晷忘餐。念負重於春冰、懷御奔於秋駕」とみえ、李善注に「鄧析子曰、明君之御民、若乘奔而無轡、履冰而負重也」、五臣注本の李周翰注に「曰明君之治人、若負重而履冰、恐不勝其重、懼見陷於冰。若御奔馬於秋駕、恐有覆敗也。秋駕天子法駕也」とあるように、人を治めるには重たい荷物を背負い春の薄い氷の上をゆくように、また朽ちた縄で法駕の奔馬を御すように慎重であることをいっている。なお、後半については『書経』夏書、五子之歌の其一にも「予臨兆民、懷乎若朽索之馭六馬」とある。

⑤淳源を既に遠くに返し：『文選』碑文下、頭陀寺碑文に「淳源上派、澆風下黷」とみえる。五臣注本の呂延濟注には「淳和之源、自上流派、而澆薄之風、垢濁於下。黷垢濁也」とあって、淳源は上から分かれたるものであり、下々にめぐる内に濁り汚れてゆくものだという。「景」は日。「煦」は恵み。

⑥家に京坻の豊かさを詠み：「京坻」は『詩経』小雅、甫田に「曾孫之稼、如茨如梁。曾孫之庾、如坻如京。乃求千斯倉、乃求万斯箱。黍稷稻粱、農夫之慶。報以介福、万寿无疆」とみえ、「如坻如京」（中洲のように、都のように）穀物が積みあがって、豊穰であることをいう。「鍾鼓」は同書周南、閔雝の「参差荇菜、左右采之。窈窕淑女、琴瑟友之。参差荇菜、左右芼之。窈窕淑女、鍾鼓乐之」などに散見する。ここでは広く音楽全般の意にとった。

⑦行神 普通、「行神」は道の神（道祖神）をいうが、ここでは文脈から五行神の意にとった。

⑧坎徳 水の徳をいう。「坎」は八卦（六十四卦）の一つであり、『易经』では「習坎」と記して項目を挙げる。「習」は重なるの意で、つまり「坎」は上下ともに水の卦となる重卦である。

⑨鑄銭司 持統八年三月乙酉（九四）の「以直広肆大宅朝臣麻呂・勤大弍台忌寸八嶋・黄書連本実等、拜鑄銭司」を初見とし、以後平安時代後期に貨幣鑄造が停止するまで断続的に置かれた令外官である。その存廃と変遷については仁藤敦史

「官制からみた錢貨鑄造官司の変遷について」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第二百十集、二〇一八年）などを参考された。『類三』卷四、加減諸司官員并廢置事の仁寿元年八月十五日付太政官符には、「応減定官員事。主典三員

減一員 史生四員（減一員） 長上三員（鑄銭長上一員） 減一員（鑄銭長上一員） 定二員（鑄銭長上一員） 右得鑄銭司解僱、官人多数、充用少事。望請、依件減定。謹請官裁者。右大臣宣。奉勅、依請」とあり、本日条と一致している。

（中村）

●八月甲寅（十五日）

【書き下し】

甲寅（十五）。左右檢非違使の廉実なるを遣わし、京師の水害を被る者に廩給せしむ。

【現代語訳】

十五日。左右檢非違使の内、廉潔実直である者を遣わして、京師の水害を被った者に慶院から賑給させた。

(中村)

●八月癸亥(二十四日)

【書き下し】

癸亥。(廿四)駿河国、①瑞草を献ず。紫の葉に朱の茎なり。或いは之を芝と謂う。

【現代語訳】

二十四日。駿河国が瑞草を献上した。紫の葉に茎は朱である。或いは芝草であるという。

【注釈】

①瑞草 (六四四)皇極三年三月紀に「倭国言、頃者菟田郡人押坂直名綱、将一童子欣遊雪上、登菟田山、便見紫菌挺雪而生。高

六寸余、満四町許。乃使童子採取、還示隣家。総言不知、且疑毒物。於是押坂直与童子煮而食之、太有気味。明日

往見、都不在焉。押坂直与童子由喫菌羹、無病而寿。或人云、蓋俗不知芝草、而妄言菌耶」とみえ、「芝草」(しそ)(靈

芝)を食べた押坂直と童子に無病長寿を齎したという。以後、天武八年(六七九)是年紀に「紀伊国伊刀郡貢芝草。其状似菌。

茎長一尺、其蓋二围」、天長四年八月乙巳紀(八七)に「皇后宮亮正五位下大枝朝臣総成献芝草四株。其中大者長二尺許。

其为状也、紫丹色、元一而末二。枝往々有節、節間一寸許撓曲不直。最末差白」、同七年八月乙卯紀(八四)に「内豎真野

王、上芝草一茎、承和二年二月丙申紀に「天皇御紫宸殿。右大臣從二位清原真人夏野獻芝草一茎有兩枝者」後長一尺六寸、枝長二尺。其色紫緋相雜。每茎之末有菌。而産于大臣山莊双岳之下」など散見する。『延喜式』治部省では芝草を下瑞として挙げ、「形似珊瑚、枝葉連結、或丹或紫、或黒或金色、或隨四時變色、一云一年三華、食之令眉壽」とする。

(中村)

●八月乙丑(二十六日)

【書き下し】

乙丑。(廿六)①伊勢齋内親王、鴨川に於いて禊す。即日②野宮に入る。

【現代語訳】

二十六日。伊勢齋王が鴨川にて禊をおこない、その日の内に野宮へ入った。

【注釈】

①伊勢齋内親王 晏子内親王。嘉祥三年七月甲申条注釈①参照。(八五〇) (九日)

②野宮 伊勢齋王が平安宮内の潔齋所である初齋院を出た後、伊勢に赴くまで一年間過ごす宮である。齋王卜定後の

隔離は、天武二年四月己巳紀の大伯皇女が泊瀬齋宮に入った記事を初見とする。同日条によると、齋王卜定後の隔

離は「是先潔身、稍近神之所也」としておこなわれたという。平安時代以降の伊勢齋王の野宮は主に平安京西の郊外、特に嵯峨野の辺りに置かれ(現京都市右京区)、黒木の鳥居を設け、柴垣をめぐらせたもので、齋王一代ごとに

造られ、取り壊されるのを慣わしとした。現在、斎明神社（同区嵯峨柳田町）、斎宮神社（同区嵯峨野宮ノ元町）、野宮神社（同区嵯峨野々宮町）、西院野々宮神社（同区西院日照町）などにその旧跡や伝承が残る。

（中村）

●八月己巳（三十日）

【書き下し】

己巳^{（卅）}。朱雀門の前に於いて大祓す。百官尽く会す。①大嘗祭のため、予め群穢を除く。

【現代語訳】

三十日。朱雀門の前で大祓をおこなった。百官が皆参会した。大嘗祭のために、予め諸々の穢れを取り除いた。

【注釈】

①大嘗祭 十一月辛卯^{（二十三日）}からおこなわれる。

（林原）

●九月庚午（一日）

【書き下し】

九月庚午朔。日蝕ゆること有り。

【現代語訳】

九月一日。日食があった。

（林原）

●九月辛未（二日）

【書き下し】

辛未。^(二)①陸奥国駒形神の階を進めて、正五位下を加う。

【現代語訳】

二日。陸奥国駒形神の神階を進めて、正五位下を授けた。

【注釈】

①陸奥国駒形神 現岩手県奥州市水沢中上野町（上社）と胆沢郡金ヶ崎町西根（奥宮・里宮）にある駒形神社の祭神。同社は『延喜式』神名帳の陸奥国胆沢郡「駒形神社」に比定される。現祭神は天照大御神・天常立尊・国狭槌尊・吾勝尊・置瀬尊・彦火火出見尊の六柱。本日条が六国史における初見で、この後、貞観四年六月十八日に従四位下となっている。創建は不詳。社伝では、上野国の豪族毛野氏が上毛野氏・下毛野氏に分かれ勢力を北にのぼす中、雄略朝の頃、上毛野胆沢氏が当地に至り、連山の中で二番目の高峰を氏神社赤城神社を祀る休火山赤城山の外輪山「駒形山」に模して山頂に駒形大神を勧請し、駒^(駒形山)ヶ岳と命名したのを始まりとする。また同社伝によると、従四

位下の神階を得たのは、胆沢城を創建した征夷大将軍坂上田村麻呂が同社を非常に崇敬しており、鎮守府より神階昇格のことを度々上奏したためである。なお、延暦二十一年正月甲子(七廿)紀には「陸奥国三神加階、縁征夷將軍奏靈驗也」とあるが、「陸奥国三神」の中に同社が含まれていて、この時に従五位上あるいは従五位下を授けられたとの説もある(『国史大辞典』西田長男執筆)。同社は元々駒ヶ岳の山頂にあり、山麓の雛子沢と岩崎とに里宮を設けていたが、明治四年官社に列格するにあたり、登頂不便のため当時水沢県庁の所在地であった水沢町の塩竈神社を仮遙拜所とした。同三十六年には神霊を山頂より遷座して本宮(本社)と定め、今に至っている。

(林原)

●九月甲戌(五日)

【書き下し】

甲戌。^(五)①散事従四位下百濟王貴命卒す。貴命は、②従四位下陸奥鎮守將軍兼下野守俊哲の女なり。貴命、③姿質姝麗にして、女工に閑う。嵯峨太上天皇御宇の時、引きて女御となる。即ち是れ④二品式部卿大宰帥忠良親王の母なり。弘仁十年正月従五位上に叙し、十月十一日従四位下に叙す。

【現代語訳】

五日。散事従四位下百濟王貴命が卒去した。貴命は、従四位下陸奥鎮守將軍兼下野守俊哲の娘である。容姿と性質ともに麗しく、裁縫などの女性の務めに習熟していた。嵯峨天皇の御世の時、女御として引き立てられた。すなわち二品式部卿大宰帥忠良親王の母である。弘仁十年正月に従五位上、十月十一日に従四位下に叙された。

【注釈】

- ① 散事従四位下百済王貴命（？―八五二）俊哲の娘。母は不詳。嵯峨女御。基良・忠良親王と基子内親王の生母。六国史上には承和元年二月乙未紀の忠良親王の加冠記事内と本日条にしかみえない。散事はここでは散位のこと。
- ② 従四位下陸奥鎮守將軍兼下野守俊哲（？―七九五）『百済王三松氏系図』によれば、刑部卿従三位敬福の孫、理伯の子。宝龜六年十一月乙巳に夷俘の乱を制した功で勲六等が授けられた。時に従六位上。同八年十二月辛卯に勲五等、同九年六月庚子にも蝦夷征討の功により勲五等、同十一年三月乙酉に正六位上から従五位下、同年四月庚申に従五位上と累進し、同年六月辛丑に陸奥鎮守副將軍となる。同年十二月丁巳には賊に囲まれた際に神力によって救われたとして、桃生・白河郡の十一社を官社に加えるよう言上し、許されている。天応元年九月丁丑伊治公皆麻呂が起こした反乱に対応した労によって正五位上（二階昇進）勲四等。その後、延暦六年閏五月丁巳には何らかの事件に座して陸奥鎮守將軍から一時日向権介に左遷されたが、同九年三月庚子には罪を免され入京した。免罪の理由として、武官としての才が惜しまれ、またその前月百済王氏を外戚とする詔が出され、同氏に対する礼遇が高められたとの説がある（『国史大辞典』利光三津夫執筆）。同十年正月己卯に蝦夷征討のため坂上田村麻呂とともに東海道に遣わされ、同月癸未下野守、同年七月壬申征夷副使、同年九月庚辰再び陸奥鎮守將軍（兼下野守）に任じられた。同十四年八月辛未に卒去。極位は従四位下勲三等（承和元年二月乙未紀）。
- ③ 姿質姝麗にして「姝麗」は麗しいの意。『後漢書』卷十、皇后紀上和熹鄧皇后紀に「七年、后復与諸家子俱選入宮。后長七尺二寸、姿顔姝麗、絶異於衆、左右皆驚」とある。「女工」は女性の仕事の意。『晋書』卷三十一、列伝第一皇妃上武元楊皇后伝に「后少聪慧、善書、姿質美麗、閑於女工」とある。
- ④ 二品式部卿大宰帥忠良親王 嘉祥三年十月丁未条注釈①参照。

●九月戊寅（九日）

【書き下し】

戊寅^(九)。①水災有るを以て、②重陽宴を廢す。但し公卿近仗の下に於いて、諸侍臣と聊か菊酒を進む。禄を賜うこと差有り。

【現代語訳】

九日。水害を理由に重陽の宴を中止した。但し公卿は左近衛府陣下で諸侍臣と少しばかりの菊酒を酌み交わした。差をつけて禄を与えた。

【注釈】

①水災 八月己酉^(十日)・癸丑^(十四日)条参照。

②重陽宴 九月九日の重陽の日に催される観菊の宴。重陽とは陽数の極である九が重なることからの称であり、重九ともいう。菊酒（杯に菊花を浮かべた酒）を酌み交わし、長寿を祝い、群臣に漢詩を作らせた。天武十四年九月^(六八五)

壬子^(九日)紀に「天皇宴于旧宮安殿之庭」とあるのが最古の記録とされる。「重陽」の言葉の初見は、天平宝字二年三月^(七五八)

辛巳^(十日)紀の「去天平勝宝八歳五月、先帝登遐。朕自遭凶閔、雖懷感傷、為礼所防、俯從吉事。但每臨端五、風樹驚心、設席行觴、所不忍為也。自今已後、率土公私、一准重陽、永停此節焉」である。嵯峨朝以後、神泉苑にて文人に漢

詩を賦させ宴をおこなったことがみえ（大同四年九月壬子紀など）、淳和朝の天長八年以後は、場所が紫宸殿に固定化され（同年九月甲辰紀）、重陽節としての儀式次第も整えられた。

（林原）

●九月庚辰（十一日）

【書き下し】

庚辰。^(十一)①使者を遣わし、②伊勢太神宮に向かい、細馬八疋を奉り、以て神御に充てしむ。宝幣具に至る。

【現代語訳】

十一日。使者を遣わして、伊勢大神宮に向かわせ、細馬八疋を奉り神御に充てさせた。宝幣もすべてそなえた。

【注釈】

①使者を遣わし… 九月十一日の例幣である。嘉祥三年九月乙酉条注釈^(八五〇)③参照。なお、同日条では例幣の別に細馬五疋を献じて、神御に充てている。

②伊勢太神宮 六月甲辰条注釈^(三三三)①参照。

（林原）

【書き下し】

乙酉^(十六)。特に①出雲国熊野・②杵築両大神を擢きて、並びに従三位を加う。③青幡佐草壮丁命・④御詛命・⑤阿遲須伎高彦根命・⑥与都彦命・⑦速飄別命・⑧天穗日命神等に並びに従五位下を授く。

【現代語訳】

十六日。特に出雲国熊野・杵築両大神を選び出して従三位を授けた。青幡佐草壮丁命・御詛命・阿遲須伎高彦根命・与都彦命・速飄別命・天穗日命神などに並びに従五位下を授けた。

【注釈】

①出雲国熊野 現島根県松江市八雲町熊野にある熊野大社の祭神。同社は『延喜式』神名帳の出雲国意宇郡「熊野坐神社^{大編}」に比定される。現祭神は、伊邪那伎日真名子加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命（素戔嗚尊）。当表記は「出雲国造神賀詞」祝詞の「伊射那伎^能日真名子、加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命」を採用したもので、伊邪那岐命が可愛がる御子、神聖な祖神で熊野に鎮座する食物の神を意味する。『令集解』職員令、神祇官条「古記」ならびに『令義解』神祇令、天神地祇条に天神の一つとして「出雲国造齋神」とみえるのが同社の祭神で、出雲国造と深い関係があった。『令集解』選叙令、同司主典条令所引の養老七年十一月十六日太政官処分によると「八神郡」の一つとして同社のある意宇郡がみえ、『新抄格勅符抄』神事諸家封戸所載の大同元年牒にも「熊野神 廿五戸 出雲国加十戸」とあり、神封が与えられていた。本日条の後、^(八〇六)天安三年正月二十七日に正三位、同年五月二十八日に従二

位、同九年四月八日に正二位とあり、いずれも本日条と同様に杵築神と併記されている。但し勲位には差があり、熊野が勲七等、杵築が勲八等とみえる。『出雲国風土記』における「大社」表記は両社のみで、また鳥羽・六条朝の一代一度の大神宝使の発遣では、山陰道唯一の発遣社であり（殿暦^(二〇九) 天仁二年十月二十九日条・兵範記^(二六七) 仁安二年十一月十一日条）、出雲を代表する神社であったことがわかる。なお、斉明五年^(六五九)是歳紀に「命出雲国造^(六四九)名^(六五九)修^(六五九)厳神之宮」とある。「神之宮」は、同社または杵築社、あるいは両社を指すとの説もある。

②杵築 現島根県出雲市大社町杵築東にある出雲大社の祭神。同社は『延喜式』神名帳の出雲国出雲郡「杵築大社^(大社)」に比定される。現祭神は大国主大神。『令集解』職員令、神祇官条「古記」ならびに『令義解』神祇令、天神地祇条に地祇の一つとして「出雲大汝神」とみえるのが同社の祭神である。『新抄格勅符抄』神事諸家封戸所載の大同元年^(八〇六)牒に「杵築神 六十一戸」とある。同社は『古事記』国譲り段に「八十垺手」、『書紀』神代下第九段本文に「八十隅」、同一書第二に「天日隅宮」などとみえ、国譲り神話と深い関係があった。平安時代中頃の『口遊』には、「雲太、和二、京三」と記されており、「雲太」とは同社本殿、「和二」は東大寺大仏殿、「京三」は平安京大極殿を指し、同社本殿が日本一の高さを誇る高層神殿であったことが記されている。今日、境内の発掘調査により、八脚門の南東から拜殿にかけて、瑪瑙製の勾玉など古墳時代の祭祀遺物とともに、三本の杉を束ね赤彩した本殿の巨大柱が発見されている（大社町教育委員会『出雲大社境内遺跡』二〇〇四年）。雄略段「夜本爾余志^(夜) 伊岐豆岐能美^(夜)」や、「出雲国造神賀詞」祝詞「八百丹杵築宮」などにみえる「やおに」は、この赤彩巨大柱に由来する枕詞だという（上田正昭『古代出雲の魅力』（『大出雲展』島根県立古代出雲歴史博物館、二〇一二年））。

③青幡佐草壮丁命 現島根県松江市佐草町にある八重垣神社の祭神。青幡佐久佐丁壮命・青幡佐草日古命とも。素盞鳴命と奇稻田姫命の子であり、八重垣神社宮司の祖神であるという。現祭神は素盞鳴命・稻田^(奇稻田姫命)姫命で、合祭神とし

- て大己貴命、相殿に青幡佐久日子命を祀る。現社名は『古事記』で速須佐之男命が詠んだ和歌「夜久毛多都伊豆毛幣賀岐 都麻基微爾 夜幣賀岐都久流 曾能夜幣賀岐袁」にちなむ。本来、当地には『出雲国風土記』意宇郡にみえる「佐久佐社」があり、大原郡の須賀大明神が遷座してきた際に吸収されたという。その時期は、(一四五五)康正年間まで「佐草社」が確認でき、(一四五七)式内社研究会『式内社調査報告』二〇・二一巻、一九八三年)、永祿九年閏八月十三日「毛利元就安堵状」に「八重垣」が初見することから、この間であったと考えられる。『出雲国風土記』意宇郡大草郷には「須佐乎命御子、青幡佐久佐丁壮命坐。故、云大草」と記され、大草郷も「さくさ」と訓まれた可能性がある。「佐久佐社」は、「延喜式」神名帳の出雲国意宇郡「佐久佐神社」に比定される。同社は出雲国内でも著名な神社の一つで、本日条の後、貞観七年十月二十八日に「左草神」として従五位上、同十三年十一月十日に「佐草神」として正五位下、元慶二年三月三日に「青幡佐草壮丁神」として正五位上が授けられている。境内奥地の佐久佐女の森は、素盞鳴命が八岐大蛇を退治する際、稲田姫命を隠した場所と伝わる。
- ④御詠命 現島根県安来市飯生町にある意多伎神社の合祀社、御詠神社の祭神。同社は『延喜式』神名帳の出雲国意宇郡「同社坐御詠神社」に比定される。『出雲国風土記』意宇郡には「意陀支社」が二社あり、それが意多伎神社と御詠神社である。この後、貞観七年十月二十八日に従五位上、同十三年十一月十日に正五位下となっている。
- ⑤阿遲須伎高彦根命 大國主命と多紀理毘売命の御子神。『古事記』大國主命段に「故此大國主神、娶坐胸形奥津宮神・多紀理毘売命、生子、阿遲以音鉏高日子根神、(中略)此之阿遲鉏高日子根神者、今謂迦毛大御神者也」とあり、『出雲国風土記』意宇郡賀茂神戸に「坐葛城賀茂社」、「出雲国造神賀詞」祝詞に「葛木乃鴨能神奈備尔坐」、「延喜式」神名帳の大和国葛上郡に「高鴨阿治須岐託彦根命神社四座」とあるように、元々は和国葛城地方、賀茂氏の祭神と考えられる。「大御神」の表記は、『古事記』では「天照大御神」、「伊邪那岐大御神」、「伊勢大御神宮」がみえ、

アマテラスの他に最初から「大御神」と呼ばれたのは同神のみである。「出雲国風土記」仁多郡三沢郷条は、顎鬚が生えるまで言葉が通じなかったという、いわゆるホムチワケ伝承と類似の話を載せる。

⑥与都彦命 本日条が初見。現島根県雲南市大東町小河内にある除川・与都彦命両神社の祭神、淀彦命か。「出雲国風土記」大原郡に「除川社」はみえるが、与都彦社はみえない。あるいは与都彦は与祁彦の誤りか。

⑦速飄別命 現島根県松江市東出雲町下意東にある筑陽神社の合殿波夜都武自和氣神社の祭神。同社は「延喜式」神名帳の出雲国意宇郡「同社坐波夜都武自和氣神社」に比定される。但し同帳島根郡の「同社坐波夜都武自別神社」(現島根県松江市新庄町)の可能性もある。速飄別命は疾風を司る神である。「先代旧事本紀」によれば、高皇産靈尊の詔によって吾神御子饒速日尊の消息を確認するために速飄神が派遣されたが、饒速日尊はすでに死んでおり、亡骸を天上に持ち帰ったという。

⑧天穗日命神 現島根県安来市吉佐町にある支布佐神社の祭神。同社は「延喜式」神名帳の出雲国能義郡「天穗日命神社」に比定される一方、『出雲国風土記』には名がみえない。能義郡の設置は六国史では確認できないが、本日条の後、天安元年六月甲申(十九日)に天穗日命神社が官社に列しており、あるいは郡設置を機に小社に加えられたとも考えられる。天穗日命は、『書紀』神代第七段一書第三に「天穗日命、此出雲臣、武藏国造、土師連等遠祖也」、『古事記』誓約段に「故此後所生五柱子之中、天善比命之子、建比良鳥命(此出雲國造之祖也)」とあり、両書とも出雲臣(出雲国造)の遠祖とする。「姓氏録」は出雲臣の祖について、右京神別上天孫に「出雲臣 天穗日命十二世孫、鵜濡淳命(宇賀都之後也)」、河内国神別天孫に「出雲臣 天穗日命十二世孫、宇賀都久野命之後也」と記す。この鵜濡淳命(宇賀都久野命)は、崇神六十年七月己酉(十四日)紀の出雲の神宝伝承に登場する「鵜濡淳」と同名である。天穗日命は記紀では天孫降臨に先んじて葦原中国に派遣されたが、大国主命を説得する内に心腹し、三年を経て帰還しなかったとす

る。一方、「出雲国造神賀詞」祝詞では、地上をくまなく視察、報告し、自身の御子神をも派遣して国譲りを成功させている。『書紀』ではこの後、国譲りの条件（天皇治世の正統性の根拠）として天穗日命に大国主命を祀るよう命じている。遠祖天穗日命が大国主命を祭祀することを受け、出雲国造も大国主命を斎くという二次的な関係が窺える。現在は、出雲大社北島国造館（島根県出雲市大社町杵築東）にある境内社「御三社」でも祀られている。

（林原）

●九月丁亥（十八日）

【書き下し】

丁亥。^(十八)①無品親子内親王薨す。親王は、仁明天皇の女なり。②母は藤原氏。天皇殊に之を憐愛す。天皇の崩ずる後、哀慕休むこと無し。遂に以て滅性す。時の人之を悲しむ。

【現代語訳】

十八日。無品親子内親王が薨去した。内親王は、仁明天皇の娘である。母は藤原氏。天皇は特に内親王を憐れみ慈しんだ。天皇崩御の後、悲しみ慕う気持ちが止むことなく、遂には身を壊してしまった。人々はこれを悲しんだ。

【注釈】

①無品親子内親王（？―八五一）仁明皇女。母は藤原貞子（女御）。成康親王・平子内親王は同母兄弟。母とともに仁明に寵愛された。承和四年二月癸亥^(八二七)に「近江国野洲郡公田并荒廢田二百八十五町」、同十年十一月丁酉^(八三〇)に「丹波

国氷上郡空閑地廿町、（承和十五年八四八）嘉祥元年八月（十六日）壬寅には有智子内親王家所有の「伯耆国会見郡路下十一条荒廢公田百廿町」から八〇町を割いて与えられている。

②母は藤原氏 藤原貞子。（八五〇）嘉祥三年七月辛丑条注釈①参照。（二十六日）

（林原）

●九月甲午（二十五日）

【書き下し】

（甲五）甲午。①筑後国高良玉垂神の階を進めて従三位を加う。

【現代語訳】

二十五日。筑後国高良玉垂神の神階を進めて従三位を授けた。

【注釈】

①筑後国高良玉垂神 （八五〇）嘉祥三年十月辛亥条注釈⑮参照。（七日）

（木本）

●九月乙未（二十六日）

【書き下し】

乙未^(廿六)。①從五位下弘宗王奏して子男八人其の王号を改め、姓②中原真人を賜らんことを請う。之を許す。③散位從四位下藤原朝臣岳守卒す。岳守は、④從四位下三成の長子なり。天性寛和にして、士の賢不肖無く、心を傾け引接す。少くして大学に遊びて、史伝を涉獵し、頗る草隸を習う。天長元年⑤東宮に侍す。左右に應對すること、拳止閑雅にして、太子甚だこれを器重し、三年内舍人を拜す。七年父を喪う。孝思礼を過ぎ、毀滅に幾^{ちか}し。太子踐祚して、右近衛將監を拜す。俄に遷りて内藏助となる。承和元年從五位下を授く。三年兼ねて讚岐介となる。⑥遷りて左馬頭となる。讚岐介は故の如し。五年左少弁となるも、辞するに⑦停耳にて聽受能わざるを以てす。出でて大宰少弼となる。大唐人の貨物を檢校するに因りて、適々^{なまな}⑧元白の詩筆を得るに奏上す。帝甚だ耽悦し、⑨從五位上を授く。十二年正五位下を授く。十三年從四位下を授け、特に右近衛中將を拜す。⑩兼ねて美作守となる。嘉祥元年出でて近江守となる。人民老少、俱に皆仰慕す。帰り罷るの後、復た榮望すること無し。論者之を高きとす。卒時年四十四。

【現代語訳】

二十六日。從五位下弘宗王が奏上して、息子八人の王号を改めて、中原真人の賜姓を願ひ出た。これを許可した。散位從四位下藤原朝臣岳守が卒去した。岳守は從四位下三成の長子である。生まれながらにして心が広く和やかで、役人が賢いか未熟であるかは関係なく、心を傾け應對した。幼くして大学で学び、多くの歴史書を読み、特に書道をよく習った。天長元年に東宮に仕えた。物事に應對する立ち居振る舞いはしとやかで優雅であり、皇太子は才氣を認め、岳守を重用し、三年に内舍人に任命された。七年に父を亡くした。孝行の心は余り有り、悲しみで命を落としそう

なほどであつた。皇太子が踐祚すると、右近衛将監に任命された。すぐに遷つて内蔵助となつた。承和元年従五位下を授けられ、三年に讃岐介を兼任した。遷つて左馬頭となつた。讃岐介は元の通りとされた。五年に左少弁となつたが、耳の不調により聞き取りが困難となつたため、これを辞任した。その後、都を離れ大宰少弐となつた。唐人の貨物を検校した際、たまたま元白の詩筆を入手したので天皇に献上した。天皇は大変喜び、従五位上を授けた。十二年に正五位下を、十三年に従四位下を授けられ、特別に右近衛中将に任命され、美作守を兼任した。嘉祥元年に近江守となつた。人民の老いも若きも、皆岳守を仰ぎ慕つた。任期を終え帰京した後は、再び出世を望むことはなく、論者から尊ばれた。卒去した時四十四歳であつた。

【注釈】

①従五位下弘宗王（生没年不詳）出自は不詳だが、貞観^(八七四)十六年二月二十三日紀に「左京人中原真人正基賜姓清原真人。其先舍人親王之後也」とあり、この正基が弘宗王の系譜に連なるのであれば、弘宗王は舍人親王の後裔と考えられる。承和八年正月甲申^(十三日)に正六位上から従五位下に叙され、長門守に任じられている。同十三年正月己酉^(七日)に従五位上に叙され、本日条に至る。したがつて本日条の位階は誤り。この後、丹後守・讃岐権守・大和守・越前守などの地方官を歴任している。「讃岐国万農池後碑文」（『統群書類従』第三十三輯上、雑部所収）によれば、本年秋季に満濃池が大水のために崩壊し、その後も早魃などが続いたため、讃岐権守であつた弘宗王が朝廷の意を受けて仁寿二年八月から被害を巡見し、翌三年にかけて大規模な改修をおこなっている。但し、斉衡四年正月乙卯条^(十六日)には、「前讃岐守正五位下弘宗王（中略）散禁右京職。先此、讃岐国百姓等訴弘宗王」とみえる。貞観四年十二月二十七日紀には藤原良相による評価として、「頗有治名、多宰州県。雖自賢之費或罹法網、而談諸経国、非無其才」とあることか

ら、満濃池改修においても、その遂行のために百姓に対して無法な政策を強いたのかもしれない。なお、同十三年十月二十三日紀にも「越前国守従四位下弘宗王、為百姓所訴。増出拵之數、欲私其息利。」とあり、出拵の利息を不当に着服したとして訴えられたが、この時はすでに没していたため不問とされた。

②中真人 本日条が初見。舍人親王の後裔に多く賜姓された清原真人姓は、舍人親王の父、天武の宮号である淨御原にちなむものであるとの理解があるが（佐伯有清『日本古代氏族事典』雄山閣、一九九四年）、弘宗王が舍人親王の後裔であるならば、天武の和風諡号である天淳中原瀛真人天皇に因んで望んだ可能性もある。

③散位従四位下藤原朝臣岳守 四月癸卯朔条注釈④参照。六国史上の初見は承和元年正月戊午紀で、正六位上から従五位下に叙されている。本日条に記される、内舍人・右近衛将監・内蔵助・讃岐介・左少弁・大宰少弐の補任については他にみえない。一方、本日条には記されていないが、同十二年正月戊午紀に左近衛少将、本年四月癸卯朔条に出居侍従となつてゐることがみえる。

④従四位下三成（七八六一八三〇）南家巨勢麻呂流、真作の息。母は御井氏の娘。六国史上の初見は弘仁十一年正月庚辰紀で、正六位上から従五位下に叙されている。まもなく主殿頭に任じられ、その後、春宮亮として正良親王（仁明）に仕えた。天長二年に従五位上、次いで正五位下となり越中守を兼任。同七年に従四位下となる。同年四月癸酉に四十五歳で卒去。卒伝には「天資慎密、言語無瑕。一朝能琴之士也。人琴已往、誰復繼之」とある。また、『経国集』に漢詩が採録されている。

⑤東宮 正良親王（八一〇—一五〇）。後の仁明。嵯峨の第一皇子で、母は橘嘉智子。弘仁十四年四月壬寅立太子、天長十年二月乙酉に淳和より讓位され踐祚した。三成・岳守は父子共に正良親王に仕えたことになる。

⑥遷りて左馬頭となる 当該の補任については承和十三年正月乙卯紀にみえる。

⑦ 停耳 江戸時代の本草書『本朝食鑑』に「停耳出膿」の語がみえる。いわゆる耳だれのことか。

⑧ 元白の詩筆 元積（七七九―八三二）と白居易（七七二―八四六）の詩集の意。白居易の詩文集『白氏文集』（全七五

卷、会昌五年成立）の内、元積が編纂を手掛けた『白氏長慶集』（長慶四年完成）を指すものと考えられる。

⑨ 従五位上を授く 当該の昇叙については承和六年正月庚申紀にみえる。

⑩ 兼ねて美作守となる 当該の補任については承和十三年九月壬子紀にみえる。この頃、善愷訴訟の審理をおこなっ

た弁官五名が伴善男の弾劾を受け、罷免などの処罰が次々とおこなわれていた。同日紀もその一環で、右大弁和氣真綱の兼官であった美作守に岳守が替わって任じられたものである。

（木本）

● 十月己亥（一日）

【書き下し】

冬十月己亥朔。①大嘗会御禊の装束使、並びに②前後鹵簿次第司を定む。

【現代語訳】

十月一日。大嘗会御禊の装束使、及び前後鹵簿次第司を定めた。

【注釈】

① 大嘗会御禊の装束使 『延喜式』太政官、大嘗会条には、大嘗祭をおこなう年の十月下旬に天皇が川上に臨幸して

御禊をおこなうことが定められており、その二十日ほど前に装束使と次第司を任命すると定めている。装束使の員数は「長官一人^三。次官一人^{弁五位}。判官一人^{史一人}。主典二人^{並六位以下}」とする。本日条は、本年十一月辛卯の大嘗祭に先だつて十月甲子におこなわれる御禊の装束使などを定めたものである。^(二十六日)

②前後函簿次第司 行幸に従う隊列(函簿)を監督するのが次第司である。『延喜式』太政官、大嘗会条は御前・御後次第司の員数をそれぞれ「長官一人^三。次官一人^{位五}。判官二人。主典二人^{以並六位}」とする。

(木本)

●十月癸卯(五日)

【書き下し】

癸卯^(五)。地震う。

【現代語訳】

五日。地震があった。

(木本)

●十月乙巳(七日)

【書き下し】

乙巳^(七)。①参河国知立^{ちりつ}・②砥鹿^{とが}両神の階を進め、並びに従五位上を加う。③槽目^{かすめ}・④日長・⑤狭投^{さなげ}・⑥野見・⑦調磐^{あつわ}・⑧

播豆・^⑨赤孫・^⑩御津・^⑪石鞞・^⑫石纏・^⑬阿志等十一神に並びに従五位下を授く。

【現代語訳】

七日。参河国知立・砥鹿両神の神階を進めて、並びに従五位上を授けた。糟目・日長・狭投・野見・謁磐・播豆・赤孫・御津・石鞞・石纏・阿志などの十一神に並びに従五位下を授けた。

【注釈】

- ①参河国知立 現愛知県知立市西町神田にある知立神社の祭神。別名池鯉鮒大明神。同社は三河国二宮で、『延喜式』神名帳の碧海郡「知立神社」に比定される。江戸時代、東海道三社の一つに数えられた名社である。祭神は『熱田鎮座記』には吉備武彦（日本武尊の東征に従軍）とある。現在は鷓鴣草うぐいす不合あはず尊（神武の父）を祀る。神主家永見氏の「永見氏家譜」（知立神社古文書）には「天照大神御孫天照国照彦火明櫛玉饒速日尊、御子三河姓祖宇麻志麻治命之末三河国造知波屋見命十五世之孫、三河姓貞連、白鳳二年蒙天武天皇勅命為三河碧海郡知立神主」とある。神階はいずれも砥鹿神と並記され、貞観六年二月十九日に従五位上から正五位下、同十二年八月二十八日に正五位上（智立神）、同十八年六月八日に従四位下から従四位上とみえる。かつて嘉祥三年丙仁が神宮寺を創立して知立神社の別当寺とし、境内に二層の塔を建てて愛染明王像を安置したという（永正六年再建、国指定重要文化財）。
- ②砥鹿 嘉祥三年七月丙子朔条注釈^①参照。現愛知県蒲郡市豊岡町にある砥石神社の祭神。同社は本宮山の山上に奥宮があり、里宮は本宮山南麓にある。『延喜式』神名帳の宝飯郡「砥鹿神社」に比定される。嘉祥三年七月丙子朔に従五位下となり、本日条に至る（以後、知立神（注釈^①）に同じ）。社伝によると、当社の世襲神主家草鹿砥氏は

穂別の後裔といい、神社は穂（後の宝飯郡）国造の奉斎したものと推定される。

③糟目 六国史の所見は本日条のみ。現愛知県豊田市渡刈町北田にある糟目春日神社の祭神。同社は『延喜式』神名帳の碧海郡「糟目神社」に比定される。『三河国内神名帳』には「正四位下、糟目明神、坐碧海郡」とある。

明治五年宮路村（現愛知県岡崎市）の犬頭社と式内比定社をめぐって論争になり、ともに糟目春日神社・糟目犬頭神社と改称したが、犬頭社は『三河国内神名帳』に糟目神社とは別にみえるので、恐らく糟目春日神社が当社であろう。本来は春日氏の氏神であったのではなからうか（隣国尾張に春日部あり）。あるいは糟目の誤りか。

④日長 六国史の所見は本日条のみ。現愛知県岡崎市中島町新町にある日長神社の祭神。同社は『延喜式』神名帳の碧海郡「日長神社」に比定されるが、同県安城市高木町の同名社を比定する説もある。記紀の誉津別命（垂仁皇子）の伝承にみえる出雲の肥長比売に関連するか。宝飯郡の菟足神社は同伝承で誉津別命に随行した菟上王（開化曾孫）を祀るといふ。

⑤狹投 現愛知県豊田市猿投町大城にある猿投三社大明神の祭神。標高六二九mの猿投山の南麓に本社、山上の東麓に東宮、西峰に西宮が鎮座する。周辺には弥生〜古墳時代の集落跡があり、古くより青銅生産と密接な関係があったと思われる。同社は『延喜式』神名帳の賀茂郡「狹投神社」に比定される。観音堂安置の千手観音菩薩立像、旧西宮本地仏の観音菩薩像などからは、平安時代末期の神仏習合の様相がみえる。社伝西南の杉の下には、白鳳期の伊保の白鳳寺のものと推定される寺塔心礎が残る。現祭神は景行皇子の大碓命（日本武尊小碓命の兄）。同皇子の裔である身毛津君・守君は、当社が所在する三河国賀茂郡に隣接する美濃に本拠を持つとされる。神階は本日条以降、貞観六年二月十九日に従五位上、同十二年八月二十八日に正五位下、同十八年六月八日には「従五位上狹投神・赤八六四孫神並正五位下」（正五位上の誤りか）とみえ、同十九年元慶元年閏二月二十六日に正五位上から従四位下となっている。

⑥野見 六国史の所見は本日条のみ。現愛知県豊田市野見山町にある野見神社の祭神。標高一一六・八mの野見山に鎮座する。同社の現祭神は、相撲伝承で著名な出雲臣族の野見宿禰である。『延喜式』神名帳の賀茂郡「野見神社」に比定される（同論社に同市神野の野見神社があるが、当社は野見宿禰ではなく天夷鳥命ひなとりを祀る）。社伝によると、垂仁朝に創始され、中世には歴代高橋庄領主の崇敬を受けたという。毎年十月十七日の大祭には神相撲がおこなわれ、上野見と下野見によって競われ、その年の豊凶を占う。境内には常設の土俵もある。かつては矢作川水運の川船人足が力士として集められ、頭取に挨拶を済ませた後で、紅白の四本柱の土俵にのぼったという。境内の神饌所には、安政期（一八五四―一八六〇）に奉納された大関昇進祈願の額が残る。

⑦謁磐 六国史の所見は本日条のみ。現愛知県岡崎市東阿知和町にある謁播神社あつわの祭神。同社は『延喜式』神名帳の額田郡「謁播神社」に比定される。『三河国内神名帳』には「正三位謁磐大明神」とある。『先代旧事本紀』卷十、国造本紀で三河国造の初代に任じられたとされる知波夜命（物部氏の祖出雲色大臣の五世孫）と、四世祖（出雲色の子）大木食命を祀る。西三河に一大勢力を持った三河国造の奉斎した神社と考えられる。

⑧播豆 六国史の所見は本日条のみ。現愛知県西尾市吉良町宮崎にある幡頭神社の祭神。現祭神は日本武尊の東征で旗頭を務めたという建稲種命（尾張国造）である。同社は『延喜式』神名帳の播豆郡「羽豆神社」に比定され、『三河国内神名帳』では「正一位羽利大明神、坐幡豆郡」とみえる。境内は三河湾を一望できる高台にある。

⑨赤孫 現愛知県蒲郡市神ノ郷町森にある赤日子神社の祭神。同社は『延喜式』神名帳の宝飯郡「赤日子神社」に比定される。『延喜式』神祇四、伊勢大神宮、六月月次祭条に「太神宮赤引糸舟絢」「度会宮赤引糸舟絢」とあり、『神宮雜例集』所収、嘉応二年八月二十七日の左弁官より伊勢太神宮司宛注進書には「任式条以三河国神調赤引糸、可被奉織神御衣由所言上也」、同年九月二十九日の注進書には「抑神御衣御糸事、任令条并度度宣旨、以三河

国赤引神調御糸、可被奉織之由、載于一紙」とみえる。さらに『大神宮儀式解』は、伊勢神宮へ奉獻され神御衣とされた赤引糸の生産地は、赤孫郷がその故地か、とし、赤日子神社を赤孫郷にちなむ社か、としている。貞観七年(八六五)十二月二十六日従五位下から従五位上、同十八年六月八日狭投神(注釈⑤)とともに正五位下となっている。

⑩御津 六国史の所見は本日条のみ。現愛知県豊川市御津町広石祓田にある御津神社の祭神。同社は『延喜式』神名帳の宝飯郡「御津神社」に比定される。『三河国内神名帳』には「正三位御津大明神、坐宝飯郡」とみえる。元は御津山に鎮座したと伝える。『出雲国風土記』仁多郡三沢郷条にみえる味耜高彦根神(大国主命の子)を現祭神としている。同伝承の「やつかひげ胸先に至るまで物言わ」ない様子は、注釈④の誉津別命伝承にも共通する。

⑪石鞍 現愛知県新城市大宮狐塚にある石座神社の祭神。同社は『延喜式』神名帳の宝飯郡「石座神社」に比定され、『三河国内神名帳』では「磐倉大明神」とみえる。社伝によると、往古、社殿は神峯山(現雁峯山)にあったが、野火に焼かれたため現地へ移ったと伝える。山中に石座石があり、古代の磐座であって、神社名もこれに起源する。本日条の他に、元慶七年(八八三)十二月二十八日に従五位下から従五位上となったことがみえる。大正五年(一九一六)富永山住社・大宮巖島神社・須長青木社・熊野社・天王社・牛倉茶臼山神社を合祀した。

⑫石纏 六国史の所見は本日条のみ。現愛知県豊橋市石巻町の石巻神社の祭神。同社は石巻山山腹に上の宮(山上社)、山麓に下の宮を置く。『延喜式』神名帳の八名郡「石巻神社」に比定され、『三河国内神名帳』には「正一位石巻大明神」とみえる。現祭神は大己貴命。八名郡には美和郷があり、当社大己貴命を奉斎する出雲氏同族の三輪氏が祀る神社だったのであろう。本来の読みは「イハマド」ではなからうか。

⑬阿志 六国史の所見は本日条のみ。現愛知県田原市芦町柿ノ木にある阿志神社の祭神。芦ヶ池の北西三〇〇mの地点にあり、参道から社は樹林におおわれている。現祭神は木花開耶姫命で、古くは相殿に天津彦火瓊瓊杵尊・天

津日高彦火出見尊を祀っていたとされる。同社は『延喜式』神名帳の渥美郡「阿志神社」に比定され、『三河国内神名帳』には「正三位阿志明神、坐渥美郡」とみえる。郡内では唯一の式内社である。元は現在より下方の芦ヶ池の水際にあり、そこは今も一宮・刈払などと呼ばれている。明治十九年に市杵島社、大正元年（一九一三）に八幡社・雄社・諏訪社・八柱社・天神社・薬師社の七末社が境内に移転されている。

（告井）

●十月丙午（八日）

【書き下し】

丙午（八）。①肥後国健磐龍命大神の階を進め、従二位を加う。②長門国鹿□・③集福・④賀磨能峯・⑤壬生等の四神に、並びに従五位下を授く。

【現代語訳】

八日。肥後国健磐龍命大神の神階を進めて、従二位を授けた。長門国鹿□・集福・賀磨能峯・壬生などの四神に、並びに従五位下を授けた。

【注釈】

- ①肥後国健磐龍命大神 嘉祥三年十月辛亥条注釈（八五〇）⑬参照。
- ②長門国鹿□ 国史大系は「長門国鹿集・福賀磨・能峯・壬生」と区切る。佐伯有義編『六国史』も同様に区切り、

「鹿集」を式外社の厚狭郡村梶浦宮崎神社か、と注す。一方で、福賀磨・能峯を未詳としている。本報告では集福・賀磨能峯と読み、「鹿」は以下に脱字があるものと考えた。

③集福 本日条にしかみえない。現山口県長門市渋木にある渋木八幡宮の祭神か。但し、八幡神は社伝では鎌倉鶴岡八幡宮からの勧請であるとする。『延喜式』にみえる古代の山陰・山陽連絡路は深川沿いに開かれ、渋木から真木の市尾を経て、美祢郡嘉万（現山口県美祢市秋芳町）に出たといわれ、渋木はこの街道沿いであったとされる。

④賀磨能峯 本日条にしかみえない。現山口県美祢市秋芳町嘉万の峰を御神体とする神名であろう。「注進案」は賀磨能峯を花尾山（標高六六九・一m）に比定し、社を山頂に祀られる金山毘古神（現吉野神社）に比定する。あるいは、明治二十九年同市大嶺町東分の下峰八幡宮が本日条に基づき社名を八幡磨能峰宮に改めている。

⑤壬生 本日条にしかみえない。現山口県美祢市秋芳町別府にある壬生神社の祭神。城山（石楠山）の南麓にある。現在は高竈神・神功皇后・仁徳天皇を祀る。明治四年壬生大明神を現社号に改称した。

（告井）

付記 本稿は、『史窓』第八十二号（京都女子大学史学会、二〇二五年三月刊行）にて報告した仁寿元年七月壬辰（二十二日）条に続くものである。注釈にある本稿未収録条に関する参照表記は、『史窓』第七十七号～第八十二号ならびに『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』第二十一号～第二十四号掲載の前報告を参照されたい。なお、原稿・校正の整理には中村みどりがあたった。

（中村）